

- (1) 技術移転法について
- (2) ソフトウェアに係わる外国契約者源泉税
- (3) 脱税と行政処分
- (4) 従業員の転職と退職金の支給
- (5) 顧客からの前受金に対する VAT 課税
- (6) ファイナンス・リースについて
- (7) ハイブリッド方式 —外国契約者源泉税—
- (8) 海外で発生した費用の証憑
- (9) 繰越損失について
- (10) 給与と賞与の線引き
- (11) 他社の代わって支払った立替金や仮受金 —法人所得税の取り扱い—
- (12) 恒久的施設 (PE) の決定

(1) 技術移転法について

2006年11月29日、技術移転法 Law No. 80/2006/QH11 が国会で採択されました。

技術移転に関する法律の公布はこれが初めてです。同法には、技術、ノウハウ、技術市場、技術移転、技術移転業務、技術評価、および技術移転の促進について定めています。

技術移転契約については、従来のような登録義務や価格の上限、期限の設定などの規制はなく、技術移転活動を促進するための様々な税制優遇措置を定めています。

この法律は2007年7月1日より施行されます。

(2) ソフトウェアに係わる外国契約者源泉税

税務局の2006年12月7日付け Official Letter 4624/TCT-PCCS に基づき、売買契約が締結され、CIF 又は FOB でベトナムに販売されたソフトウェアは、外国契約者源泉税の適用対象外となります。一方、このソフトウェアを技術移転契約に基き販売する場合には、ロイヤルティ税が課されます。

(3) 脱税と行政処分

税務総局は2006年12月20日付け Official Letter 4823/TCT-DTNN を公布し、次の行為については、納税者が初めて嫌疑にかけられた場合に限り、脱税容疑をかけられることはない規定しました。

- ◆ 準備金や引当金を損金算入可能費用として不適切に記帳した場合。

- ◆ 広告、マーケティング、販促、接待の費用を 10%の上限を超えて損金算入可能費用として記帳した場合。

尚、このような場合に改めて課税所得と納税額を調整しますが、その際に用いる税率は標準税率の 28%ではなく、投資許可証に記載された税率と定めています。

(4) 従業員の転職と退職金の支給

労働傷病兵社会福祉省は、2006年12月15日付け Official Letter 4543/LDTBXH-LDVL を公布し、労働法が従業員の転職について定めていないことを確認しています。ただし、新しい雇用主と労働契約を締結するには、従来の雇用主と労働契約を解除することが必要であり、それに伴い当該労働契約の解除時には、従来の雇用主が従業員に対し退職金を支給する義務があると定めています。

(5) 顧客からの前受金に対する VAT 課税

税務総局の 2006年12月21日付け Official Letter 4858 TCT-PCGS に基づき、分譲住宅を販売する業者は、分譲住宅の所有権を買い手に移転する前に受取った前受金に対して VAT インボイスを発行する必要はなく、VAT の納税も求められないことが確認されました。

(6) ファイナンス・リースについて

税務総局は 2006年12月21日付け Official Letter 4852/TCT-PCGS を公布しました。これにより、2004年1月1日以降のファイナンスリースに適用される法人所得税の税制優遇措置は 2003年12月22日付け Decree 164/2003/ND-CP の規定に従うこととなります。因みに、ファイナンス・リース事業は VAT の課税対象外です。

(7) ハイブリッド方式 -外国契約者源泉税-

税務総局は 2006年12月19日付け Official Letter 4800/TCT-DTNN を公布し、VAS を採用している外国契約者は、VAT を控除法、法人所得税をみなし法に従って納付できると規定しています。

(8) 海外で発生した費用の証憑

税務総局の 2006年12月4日付け Official Letter 4544/TCT-PCGS に基づき、海外で生じた費用を証する書類については、その全部または一部を会計目的上ベトナム語に翻訳しなければなりません。また、翻訳者は書類に署名をし、その内容について責任を負うこととなります。

(9) 繰越損失について

税務総局の 2006年12月4日付け Official Letter 4547/TCT-PCGS に基づき、支店を改組して設立した法律事務所は、損失なども含めた旧支店の義務と権利を全て継承する必要があります。

(10) 給与と賞与の線引き

労働傷病兵社会福祉省は2006年12月5日付け Official Letter 4357/LDTBXH-TL を公布し、従業員に対する支給金が給与と賞与のどちらに該当するかの判断基準は、支給金の「出所」に依拠すると規定しています。

従業員への支給金を費用として計上した場合にはそれは給与とみなされます（労働契約上給与もしくは賞与と記載していても関連しません）。反対に、税引後利益から支給されたものは賞与とみなされます。

(11) 他社の代わって支払った立替金や仮受金について -法人所得税の取り扱い-

税務総局は2006年12月6日付け Official Letter 4609/TCT-PCCS を公布し、他の事業体に代わり支払った又は受取った立替金や仮受金は自社の所得や費用として計上してはならないと決めました。

(12) 恒久的施設 (PE) の決定

税務総局は2006年10月26日付け Official Letter 4014/TCT-HTQT を公布し、ベトナムにおける恒久的施設の有無を判断するにあたり、対シンガポール租税条約第5条6項に記載の「独立代理店」について次のように決めました。

恒久的施設は、外国企業がその代理店であるベトナム企業に対して支配権を行使できる時、ベトナム国内に現存するとみなされます。例えば、外国企業と代理店契約を結んだ以下に該当する企業がこれに当てはまります。

- ◆ 外国企業の書面による事前承諾なしに、組織構造、社名、あるいは所有形態を変更できない企業。
- ◆ 外国企業の書面による事前承諾なしに、当該外国企業の直接または間接の競合企業と契約を締結できない企業。
- ◆ 外国企業の書面による事前承諾なしに、外注できない企業。また、外国企業の書面による事前承諾なしに、外国企業の競合企業のために作業することができない場合。

上記に該当するとき、代理店は外国企業の「独立代理店」として扱われます。